

5. 大学生対象ストーカー被害防止/啓発活動

日時：令和元年11月19日（火）13時00分-14時30分

場所：徳島文理大学

対象：徳島文理大学学生約100名

目的：ストーカー被害の未然防止や拡大防止に向けた若年層の意識を高めるとともに、警察での対応を知ってもらい、早期の相談を呼びかけ、ためらうことなく相談できるようにするなど、被害者相談活動の一層の充実を図るため。

内容：ストーカー加害者の心理・被害実態調査報告 徳島文理大学 青木 宏
ストーカー被害防止講習 少年女性安全対策課 石原 葉子

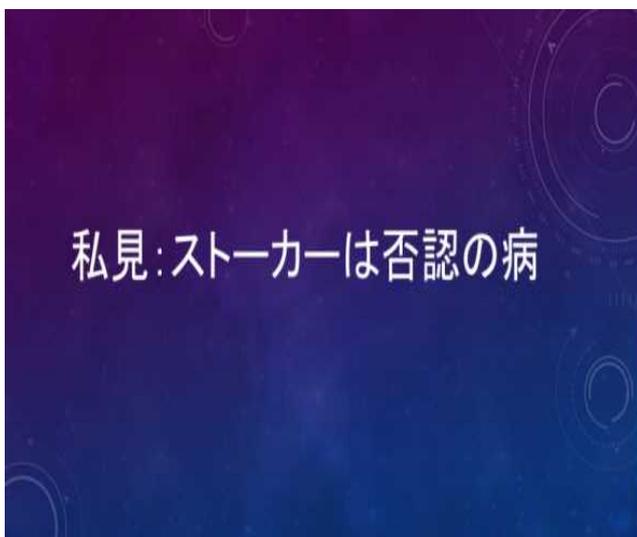
備考：パンフレット（本報告書97ページ参照）を学生に配布

1. ストーカー加害者の心理



心理学の研究対象は常に変化しています。たとえば犯罪心理学は、かつては専ら犯罪加害者の特性やその改善方法を検討したりすることに取り組んできました。一方、被害者については、なかなか研究の視野に入ってきませんでした。同様に、ストーカーについても、かつては恋愛関係の罫れなどと矮小化されがちで、研究者の関心を引くことは少なかったように思われます。

今回の研究から、ストーカー的な行動や心性が、かなり社会的な広がりを持つことが明らかになってきています。私のパートでは、少し角度を変え、ストーカーの心理について「否認」という観点からお話しします。



私は、ストーカーの心理においては、否認が強く働いていることが多いと感じています。否認とは、そこにあるものを認めないという防衛機制で、自分の感情を否認する場合（たとえば、実際は嫉妬しているのに、それを自分では認めようとしな）い）もあれば、自分の特性を否認する場合（たとえば、高齢者が自動車の運転が下手になっていることを認めようとしな）い）もあります。

ストーカーはこの否認をよく用いるように思うのです。

極度に依存的な関係

- 自分の存在価値が専ら相手にかかっている。
- その相手に拒否される。
- 自分の価値が全く失われた感覚。

元交際相手を追い回すようなストーカーは、幾ら強がった言動をとっていても、実は相手に極度に依存しています。自分の存在価値が専ら相手にかかっており、相手なしではいられない関係です。そんな相手に拒否されるということは、自分の価値が全くなくなった、自分の生きる意味が失われたような状態に陥ることです。とても耐えられません。そこでストーカーは否認の機制を用います。

拒絶の否認

- 相手の拒絶はかりそめのものだ。
- 自分の気持ちが分かってくれたらやり直せる。
- 今に気が変わって、昔の関係に戻れる。

ストーカーはまず拒絶されたことを否認します。相手に嫌われたこと、振られたことを認めようとしません。

否認というのは、そこにあるものから目をそらし、認めない防衛機制です。だから常に危ういのです。そもそも何を否認するかが全く分からなければ、否認できません。つまりそこにあることは薄々分かっているのです。したがって、否認は何度も何度も反復する必要があります。「仮初の拒絶だから、自分の気持ちが伝わったら仲直りできる」・・・ストーカーはそう自分に言い聞かせながら、相手に執着し続けます。

愛着の否認

- 貢いだ金を返してほしいだけだ。
- 間違った行動について謝らせてほしいだけだ。
- 別に好きではないが、自分にも意地がある。

ストーカーはそのうちに相手への愛着を否認するようになります。繰り返し拒絶されると、先に述べた拒絶の否認が危うくなり、拒絶という事実を認めざるを得なくなります。それは、「愛する相手から拒絶される」という最悪の事態です。

困ったストーカーは拒絶を認める代わりに愛着を否認します。「あんな相手は好きではない」と自分で自分に言い聞かせるようになります。しかし、それでは相手に執着する理由がなくなります。そこで、「貢いだ金を返してほしいだけだ」などという苦しい理屈をひねり出すようになるのです。

苦痛の否認

- 別に自分は困っていない。
- 彼女が謝りさえすれば、全て解決する。
- 他のことは順調に行っている。

更に悪化すると、ストーカーは自分の苦痛すら否認します。なぜか。ストーカー行為は被害者にとっては勿論苦痛ですが、加害者にとっても苦痛です。苦痛だから止めたいですが、止めると相手との関係が切れ、自分の存在価値が失われます。だから苦痛を否認し、「相手との関係以外は万事順調である」と言い聞かせるのです。ただし、実際は仕事も家族や友人との関係も破綻しており、否認を重ねざるを得ません。その結果、ストーカーは「好きでもない相手に死に物狂いで付き纏っているが、万事順調である」という不可思議な主張を続ける羽目になります。

恋愛のゾンビ

- 否認が強まる程、元々の恋愛感情は失われ、奇妙な信念だけが残る。
- ゾンビの成仏には、元々の恋愛感情がカギになる。
- 「好きだった自分」が「今の自分」に「諦める」と引導を渡すしかない。

こうして否認を繰り返すと、自分の気持ちも客観的な現実も見えなくなります。その結果、ストーカーは「金返せ」「謝れ」などと叫んで被害者に付き纏うだけのゾンビと化します。自分が本当に何を求めているかが分からないのですから、目標達成も満足も不可能です。

では、ゾンビを成仏させるにはどうするか。カギは元々の恋愛感情だと思います。好きだった気持ちを思い出し、悲しみや寂しさを自覚できるような治療環境を準備することが重要でしょう。そうして蘇った過去の「好きだった自分」ならば、今の自分に「諦める」と言えると思います。

ストーカーに守らせる鉄則

- ①相手は自分を嫌う自由がある。
- ②自分の感情は自分で100%処理する。
- ③違法行為は行わない。

…小早川明子著「ストーカー」より

実際にストーカーの治療に当たっているNPOの理事長である小早川明子さんは、著書の中で、ストーカーに守らせる鉄則として、次の3か条をあげています。

①相手は自分を嫌う自由がある。②自分の感情は自分で100%処理する。③違法行為は行わない。

おそらく②と③の枠組みを守らせた上で、①を心から受け入れられるように働きかけてゆくのだと思います。

相手は自分を嫌う自由がある・・・好きだった自分が蘇り、その相手に嫌われる苦痛も蘇ります。その苦痛に耐えて、相手の自由を尊重する力は、これまた、好きだった気持ちから出てくるのではないのでしょうか。

成熟するとは、何かを獲得
することではなく、何かを断
念することだ。

誰の言葉か忘れましたが、「成熟するとは、何かを獲得することではなく、何かを断念することだ。」と言います。断念が人間を成熟させることは決して稀ではありません。

恋愛関係に限らず、どんな対人関係も時には破たんします。しかし、互いが誠実であれば、それは人間を大きく成長させる契機ともなるのです。そのせつかくの機会をストーカーはみすみす腐らせてしまうのです。この不毛な行為を少しでも減らすために、私たちはストーカーの本質についてもっと知らなければなりません。今回の研究がその一助になれば幸いです。

2. ストーカー被害防止講習

ストップ!!ストーカー被害

徳島県警察本部生活安全部
少年女性安全対策課



うずしお君

徳島県警察本部生活安全部少年女性安全対策課では、ストーカー・配偶者暴力事案をはじめとする、男女間トラブル事案の他、行方不明事案や児童・高齢者・障害者に対する虐待事案など、人身の安全を早急に確保する必要がある事案の対応などを行っています。

本日は、貴重な大学の講義時間をいただきまして、皆さん方がストーカー事案の被害者とならないように、主に犯罪予防・被害拡大防止に重点をおいて、知っていただきたいこととお話ししたいと思います。

まず、ストーカー事案の特徴について、ご説明します。

ストーカー事案の特徴

- 最初は、比較的軽微な罪状しか認められない場合が多い。
- 事態が急展開して、重大事件に発展するおそれがある。
- 加害者の執着心や支配意識が非常に強い。
- 執拗で、反復継続する。
- 事件被害者としての意識が希薄。
- 継続的対応が必要。

・被害者は、加害者が知り合いや元交際相手であるなどの理由から、被害申告をためらうことが多い。
・加害者は、被害者に対する強い執着心や支配意識を持っているため、警察による警告、検挙措置が効かない場合もある。

- ★ 早めの相談等を促す啓発活動の推進
- ★ 最悪の事態を想定し、被害者の安全確保を最優先とした対応の徹底
- ★ 関係機関との緊密な連携と情報共有の徹底

皆さんも過去に、ストーカー被害に遭っていた女性やその家族が殺害されたという事件の報道を目にしたことがあると思います。

ストーカー事案は、殺人などの重大事件が発生する前に、軽微なつきまとい等が繰り返され、その後、重大事件にまで発展することが少なくありません。

また、相手が元交際相手や元配偶者であることが多いため、被害申告をためらう人が多いことも特徴です。

加害者の特徴として、警察による警告・検挙措置が効かない場合もありますが、事案が軽微なうちに警察が介入して更なる行為を防止することが重要です。

相談時における警察の対応

○ 被害者等に対する説明と対応 ～警察の執り得る措置についての説明～



被害者の意思決定支援手続き

- ・事件化や行政措置の手続きの流れを教示
- ・証拠の確保のため必要な事項についての教示
- ・事案の危険性の説明
- ・被害防止措置の指導

※説明には説明用資料を活用

次に、皆さんが警察に相談した場合、警察ではどのような対応をとることができるのかをご説明します。

警察では、ストーカー事案をはじめとする、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案において、被害者の意思決定支援手続きを行っています。

警察に相談に来られた方や被害者の方に、警察での事件化や行政措置の手続きの流れ、証拠の確保のため必要な事項について、資料を交付してわかりやすく説明しています。ですから、警察でできる措置を知ってもらってから、相手を警察にどうしてももらいたいのか決めることができますので、安心してください。

具体的な被害防止方法①

加害者への対応は？

- ◇はっきりと拒絶の意思を伝える。
- ◇感情的にならず、冷静に対応する。
- ◇相手から接触があっても無視して、警察へ通報する。

自宅での防犯対策は？

- ◇自宅の鍵を二重にするなど戸締まりをしっかりしておく。
- ◇部屋内が見えないようにカーテン等で遮蔽する。
- ◇訪問者は相手を確認してドアの開閉を。
- ◇センサーライト、防犯カメラ、ドアスコープカメラなどの防犯グッズを活用する。

それでは、防犯対策についてお話しします。

まず、ストーカー行為をしてくる相手が元交際相手や友人・知人である場合には、拒絶の意思をはっきりと伝えてください。口頭でもいいのですが、メール等の履歴や画面を保存しておくこと、拒絶の意思を示したことが明らかになります。メールには、「この前はありがとう。」などの余計なことは一切書かず、拒絶の意思を簡潔に記載するようにしましょう。

また、相手が自宅に押し掛ける場合もありますので、その際には、直接応対することなく、戸締まりをしっかりして110番通報してください。

具体的な被害防止方法②

外出時の防犯対策は？

- ◇特に夜間は一人での行動を避け、人通りの多い場所での行動を心がける。
- ◇スマホを見ながら、イヤホンで音楽を聴きながら、「ながら歩き」はしない。
- ◇緊急の場合、民家、コンビニ等の店舗へ逃げ込み助けを求める。



電話における行為への対応は？

- ◇はっきりと拒否の意思を伝えた上で、応対せず電話を切る。
- ◇電話会社提供の「迷惑電話お断りサービス」等各種サービスを利用する。
- ◇留守番電話サービスの活用。
- ◇電話番号やメールアドレスを変更する。

外出時には、日頃から周囲に注意して、人通りの多い場所を通学ルートにするようにしてください。「ながら歩き」をしていると、加害者が後をつけていることに気が付かない場合があります。

電話における行為への対応として、自宅の電話もナンバーディスプレイ機能の付いたものにする、相手の電話番号が表示されない電話機であれば、不審な電話が架かってきた後に電話会社の着信履歴サービスを利用するなどの方法をとってください。

電話番号やメールアドレスを変更することも非常に有効です。

具体的な被害防止方法③

個人情報の管理は？

- ◇個人情報に記載されているものは、細かく裁断して捨てる。
- ◇安易に住所、電話番号、メールアドレス等を教えない。
- ◇郵便受けに施錠するなど、個人情報の管理を慎重に行う。
- ◇SNSに載せる情報・写真で、個人情報漏れるおそれがあることに気を付ける。

リベンジポルノにも要注意！

- ◇後々悪用されて困るような写真は、決して「撮らせない」「送らない」

加害者は、あらゆる手段を使って被害者の情報を収集し、ストーカー行為を行います。安全の確保のために、日頃から個人情報の管理を徹底してください。最近では、SNSに載せた画像から、住居が特定されたという事案も発生しています。

「リベンジポルノ」とは、元交際相手や元配偶者に対する嫌がらせや復讐目的で、裸の写真などをインターネット上に公開するなどして不特定多数に公表する行為を言います。交際中であっても、後々悪用されるような画像は「撮らせない」「送らない」ようにしてください。

具体的な被害防止方法④

迅速に、捜査や警告等を進めるための対応

- ◇被害にあった場合、日時・場所・状況等をノート等に記録しておく。
- ◇加害者からの電話の内容を録音する。
- ◇加害者からの着信履歴やメール、留守番電話の録音内容等を残しておく。
- ◇加害者からの手紙その他の送付物、FAX等を残しておく。
- ◇加害者のつきまとい等の行為をスマートフォンで撮影する。
- ◇けがをさせられた場合は、病院で診察を受ける。

被害者の方の中には、恐怖心や不快感等から、加害者の言動を証明し得るものを廃棄したり、消去したりする方もいらっしゃいます。

警察での捜査や警告等には被害者からの申告だけでなく、客観的証拠も必要です。被害状況を示すものは、記録や録音・録画をして、データは保存しておくようにしましょう。外出時に被害に遭った場合、付近の防犯カメラやドライブレコーダー等に被害状況が撮影されている場合がありますが、録画された画像の保存期間が短期間である場合がほとんどですので、証拠保全の観点からも、早めの相談をお願いします。

ストーカー被害の事例

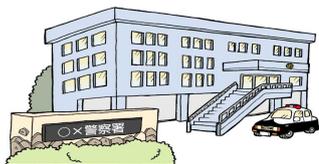
もしも、こんなことになってしまったら…

A子は、SNSを通じてB男と知り合い、交際を始めました。数ヶ月後、A子はB男からの束縛に嫌気がさし、別れを告げました。ところがB男はこれに納得できず、A子に対して、何度も電話を架けたり、復縁を求めるメール等を送信しました。A子は、しばらくすれば止めてくれると思い、無視していました。すると、B男は復縁してくれなければ、交際中に撮影した裸の写真をばらまくという内容のメールをA子に送信するようになりました。困ったA子が友達に相談すると、友達は警察に相談することを勧めましたが、A子はそこまで大事にしたいと警察への相談はしませんでした。数日後、A子の裸の画像がインターネット上に掲載されていました…。



ここで、事例をご紹介します。復縁を求めるメールや連続架電などのストーカー行為に止まらず、いわゆる「リベンジポルノ防止法」違反事件にまで発展してしまったという事例です。ご存じのとおり、一旦インターネット上に流出してしまった画像は、完全に消去することができません。ストーカー被害に遭っても、「大事にしたいくない」「裸の写真を撮られたことを誰にも知られたくない」と考えて、警察に相談しない方も多いのではないでしょうか。何もしていないと、先ほども説明したように、相手の行動がエスカレートして、取り返しのつかないことになってしまいかねないのです。

一人で悩まず、警察にご相談ください！
警察では、相談者の意思を踏まえて適切な措置を講じます。



被害に遭った場合は、一人で悩まず、警察、それが無理であれば家族や友達、先生などの信頼できる人に相談してください。

警察では、相談者の意思を踏まえて適切な措置を講じます。対応する場合、相談室など安心してお話ができる場所で話を聞かせてもらいますし、対応する警察官についても、希望すれば同性の警察官の対応が可能です。

ですから、今後ご自身だけでなく、自分の周囲でそのような悩みを持たれている方がいれば、「一度、警察に相談してみたら。」と声を掛けてあげていただきたいと思います。